

調布市移動支援事業に係る事業者登録について

1 提出書類について

※ 1～5はメールでの提出可。6のみ押印による紙での提出が必要です。

更新の場合は、6は不要のため、全てメールでの提出が可能です。

登録更新の場合は、全てメールによるデータ提出で申請が可能です。

No	書類名	備考
1	移動支援事業者登録申請書 (第5号様式) ※令和4年度より押印不要	別紙「記入例」をご参考ください。 以下の調布市ホームページからダウンロードできます。 「移動支援・日中一時支援(地域生活支援事業)事業者登録申請・請求様式」 https://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1176118958190/index.html トップページ>健康・医療・福祉 >障害者支援>日常生活の支援・補装具
2	都道府県からの指定障害福祉サービス事業者としての指定通知書(写し) ※メール提出の場合は、スキャン等でPDF等にしてください。	居宅介護, 重度訪問介護, 同行援護, 行動援護, 生活介護, 短期入所, 自立訓練, 就労移行支援, 就労継続支援, 放課後等デイサービスのいずれかについて, 最新の指定通知書の写し ※「生活介護」以降に列挙するサービス種別は, 調布市内に所在する事業所に限ります。 ※ 更新手続き中等でまだ指定通知書が手元に届いていないという場合は担当までご相談ください。
3	上記「2」サービスの運営規程	上記「2」の事業者指定にあたり、都道府県に提出しているもの
4	移動支援事業に係る運営規程	上記「3」と一体でも、別途作成しても差し支えありません。
5	移動支援事業に係る従業者の一覧	移動支援に従事する職員の氏名・資格・常勤/非常勤が記入してあるもの。特に様式はありませんが、よろしければ別紙「参考様式」をご使用ください。
6	債権者登録兼支払口座振替依頼書 (更新の場合は提出不要) ※要押印	新規登録に「○」をつけた上で、記入例を参考に記入してください。(注)届出年月日は記入しないでください。 ※ 毎月の支援費請求書に使用する名義(法人代表者名義, 事業所管理者名義など)で作成してください。 以下の調布市ホームページからダウンロードできます。 「調布市と契約される皆様へ 債権者登録と口座登録」 トップページ>申請書ダウンロード>事業者向け https://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1176118853670/index.html

2 登録の有効期間について

登録の有効期間は、都道府県からの指定障害福祉サービス事業者としての指定有効期限まで(最大6年間)となります。その後の登録継続には別途更新申請が必要です。

3 事業内容等について

(1) 従業者

移動支援の従業者(ガイドヘルパー)の資格要件は以下のとおりです。

対象者(児童を含む)	ヘルパー要件
身体障害者(全身性)	重度訪問介護従業者, 全身性障害者移動支援従業者養成研修課程修了者
視覚障害者	同行援護従業者, 視覚障害者移動支援従業者養成研修課程修了者
知的障害者	居宅介護従業者, 行動援護従業者, 知的障害者移動支援従業者養成研修課程修了者
精神障害者	居宅介護従業者, 行動援護従業者
高次脳機能障害者	居宅介護従業者, 行動援護従業者
発達障害者	居宅介護従業者, 行動援護従業者
難病患者	居宅介護従業者, 重度訪問介護従業者

(2) 利用目的

利用できる外出目的等につきましては、別途「調布市移動支援事業のしおりーガイドヘルパーを利用するためにー」をご参考ください。

4 受給者証について

調布市から支給決定を受けた利用者は、「調布市地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援)受給者証」(薄紫色, 三つ折り, 手帳サイズ)の交付を受けています。利用者との契約にあたっては、受給者証の内容を確認し、(四)(五)ページ「登録事業者記入欄」に契約内容を記載のうえ、確認印を押してください。

利用者負担割合は「10%」「3%」「0%」のいずれかとなっています。「10%」「3%」の利用者の負担上限月額はありませぬ。いずれも毎年7月末で更新されます。

5 請求について

サービスを提供した月ごとに、翌月10日まで(土日・祝日の場合はその次の平日まで)に、以下の請求書類を郵送または持参にてご提出ください。概ね請求の翌月(利用の翌々月)10日までに登録銀行口座に支援費を振込でお支払いします。※請求書類に不備があった場合、支払が送れる場合があります。

★ 請求に必要な書類

- ① (移動・日中一時)支援費請求書(1事業者で1枚)
- ② (移動・日中一時)支援費明細書(利用者ごとに作成)
- ③ 移動支援費サービス提供実績記録票 (利用者ごとに作成。要押印)
※ 調布市ホームページから書式をダウンロードしてご使用ください。

「トップページ」⇒「健康・医療・福祉」⇒「障害者支援」⇒「日常生活の支援」
⇒「移動支援・日中一時支援(地域生活支援事業)事業者登録申請・請求様式」

6 支援費の算定について

別紙「調布市 地域生活支事業(移動支援・日中一時支援)サービスコード一覧」をご参照ください。

※ 令和4年4月より支援費単価の改定(引上げ)を行っています。

(注1)1回の利用で15分以上の端数は切り上げ可能です。

例)3時間18分のサービス提供 ⇒ 3.5時間として算定

(注2)同日内で複数回サービスを提供した場合は、連続した時間でなければ分けて算定可能です。

例)同日内で2回(9時～10時, 13時～14時15分)サービス提供した場合

⇒「1時間」と「1.5時間」に分けて算定

(注3)サービス提供中に同一の事業所でヘルパーを交代した場合は、合算して算定します。

例)10時～13時のサービス提供中の12時にヘルパーを交代した場合

⇒「3時間」で算定。「2時間」と「1時間」に分けての算定はできません。

7 登録内容の変更について

事業者の所在地や代表者、事業所名の変更、口座名義の変更等があった場合は、別途届出書の提出が必要です。御連絡いただきますようお願いいたします。

8 その他Q&A

Q1. 移動支援の提供にあたり、障害福祉サービス等と同様に個別支援計画を作成する必要があるか。

A1. 調布市では、移動支援の提供に当たって個別支援計画の作成は求めていませんので、作成しなくても差し支えありませんが、サービス提供にあたっては利用者の状況、サービス利用意向等について適切にアセスメントを行ってください。

Q2. 移動支援事業にサービス管理責任者(サービス提供責任者)の配置は必要か。

A2. 必要ありません。

Q3. 移動支援事業の管理者は、障害福祉サービス等本体事業(居宅介護、生活介護など。以下同様)の管理者と兼ねることができるか。

A3. 移動支援事業としては基本的に兼任可能ですが、当該管理者が本体事業のサービス管理責任者を兼任している場合などは、本体事業側の規定で兼任が認められない場合がありますのでご注意ください。
⇒ 都内において、児童発達支援管理責任者が同一法人内で移動支援に従事していたため放課後等デイサービス事業者が処分された事例があります。

Q4. 移動支援の従業者は、本体事業と兼任できるのか。

A4. 移動支援事業としては基本的に兼任可能です。ただし、特に通所系サービス(生活介護など)では、移動支援に従事している時間は本体事業の従業者に含まれなくなりますので、当該従業者が指定上の必須人員や、加算算定要件に含まれている人員である場合にはご注意ください。

Q5. 事業実施にあたり、人員要件(常勤・非常勤、必須人数等)はあるか。

A5. 「従業者を最低●人以上配置すること」等の規定はありませんが、従業者には資格要件がありますのでご注意ください。

Q6. 事業実施にあたり、必要な設備要件(相談室等)はあるか。

A6. 特に定めていませんが、利用者のアセスメント等にあたっては、個人情報やプライバシーに配慮した環境での実施をお願いします。

Q7. 移動支援事業を実施した場合、本体事業について東京都から実地検査等を受ける場合に、移動支援事業も検査対象となるのか。

A7. 移動支援事業は東京都の検査対象とはなりません。ただし、本体事業との兼任等で問題があれば、本体事業として指摘を受ける可能性があります。また、移動支援事業の運営や請求内容に疑義がある場合は、移動支援事業について調布市が検査に入ることがあります。

9 問合せ・登録申請書類・請求書類 提出先

調布市 福祉健康部 障害福祉課 サービス支援係

〒182-8511 調布市小島町 2-35-1 調布市役所 2 階

(TEL)042-481-7135 (FAX)042-481-4288 (mail)syougai@w2.city.chofu.tokyo.jp